様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

（第１面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和８年６月24日

高崎市長　富岡 賢治　様

提出者
住　所　　群馬県高崎市倉賀野町2665
氏　名　　高崎亜鉛工業株式会社
　　代表取締役　池田 剛
電話番号　027-346-3333

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の２第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	高崎亜鉛工業株式会社
事業場の所在地	群馬県高崎市倉賀野町2665
計画期間	令和８年４月１日～令和９年３月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類	大分類：製造業　　中分類：非鉄金属製造業
②事業の規模	製造品出荷額　15億円／年
③従業員数	51人
④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙１のとおり

（日本産業規格　Ａ列４番）

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（管理体制図）

別紙２－１、２のとおり

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①　現状

【前年度（令和７年度）実績】

特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	汚泥	廃ｱﾙｶﾘ	廃ｱﾙｶﾘ汚泥
排出量	1,034ｔ	－	63ｔ	0.1ｔ

（これまでに実施した取組）
・過酸洗抑制剤の使用。

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	汚泥	廃ｱﾙｶﾘ	廃ｱﾙｶﾘ汚泥
排出量	1,000ｔ	－	60ｔ	0.1ｔ

（今後実施する予定の取組）
・より効果の高い過酸洗抑制剤の導入を進める。
・鉄さびの機械的除去（ショットブラスト）の可能性を
検討する。

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）
②計画	（今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組）

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
① 現状	【前年度（　－　年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	－	－
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	－　t	－　t
	（これまでに実施した取組） ・特に実施していない		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	－	－
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	－　t	－　t
	（今後実施する予定の取組） ・今後も実施の予定はない。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
① 現状	【前年度（　－　年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	－	－
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	－　t	－　t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	－　t	－　t
	（これまでに実施した取組） ・特に実施していない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	－	－
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	－　t	－　t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	－　t	－　t
	（今後実施する予定の取組） ・今後も実施の予定はない。		

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

① 現状	【前年度（　－　年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	－	－
	自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量	－　t	－　t
	（これまでに実施した取組） ・特に実施していない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	－	－
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	－　t	－　t
	（今後実施する予定の取組） ・実施予定なし。		

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（令和７年度）実績】				
	特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	汚泥	廃ｱﾙｶﾘ	廃ｱﾙｶﾘ汚泥
	全処理委託量	1,034 t	－	63 t	0.1 t
	優良認定処理業者への処理委託量	1,034 t	－	63 t	0.1 t
	再生利用業者への処理委託量	1,034 t	－	63 t	0.1 t
	認定熱回収業者への処理委託量	－	－	－	－
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	－	－	－	－
	（これまでに実施した取組）				

②計画

【目標】

特別管理産業廃棄物の種類	廃酸	汚泥	廃ｱﾙｶﾘ	廃ｱﾙｶﾘ汚泥
全処理委託量	1,000ｔ	－	60ｔ	0.1t
優良認定処理業者への処理委託量	1,000ｔ	－	60ｔ	0.1t
再生利用業者への処理委託量	1,000ｔ	－	60ｔ	0.1t
認定熱回収業者への処理委託量	－	－	－	－
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	－	－	－	－

（今後実施する予定の取組）

電子情報処理組織の使用に関する事項

【前年度（令和７年度）実績】

特別管理産業廃棄物排出量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。）	1,097.1 ~~1,098~~ ｔ

（今後実施する予定の取組等）

・電子マニフェストによる運用を継続する。
（2020年４月運用開始ずみ）

※事務処理欄

備考

１　前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに１枚作成すること。

２　当該年度の６月30日までに提出すること。

３　「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。

⑴　①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。

⑵　②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。

⑶　④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。

４　「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。

５　「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物の海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。

６　「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第６条の14第２号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の３の３第１項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。

７　「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第２条の４第５号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にあっては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第８条の31の４に該当するときは、その旨及び理由を含む。）について記入すること。

８　それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が３以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。

９　※欄は記入しないこと。

別紙1

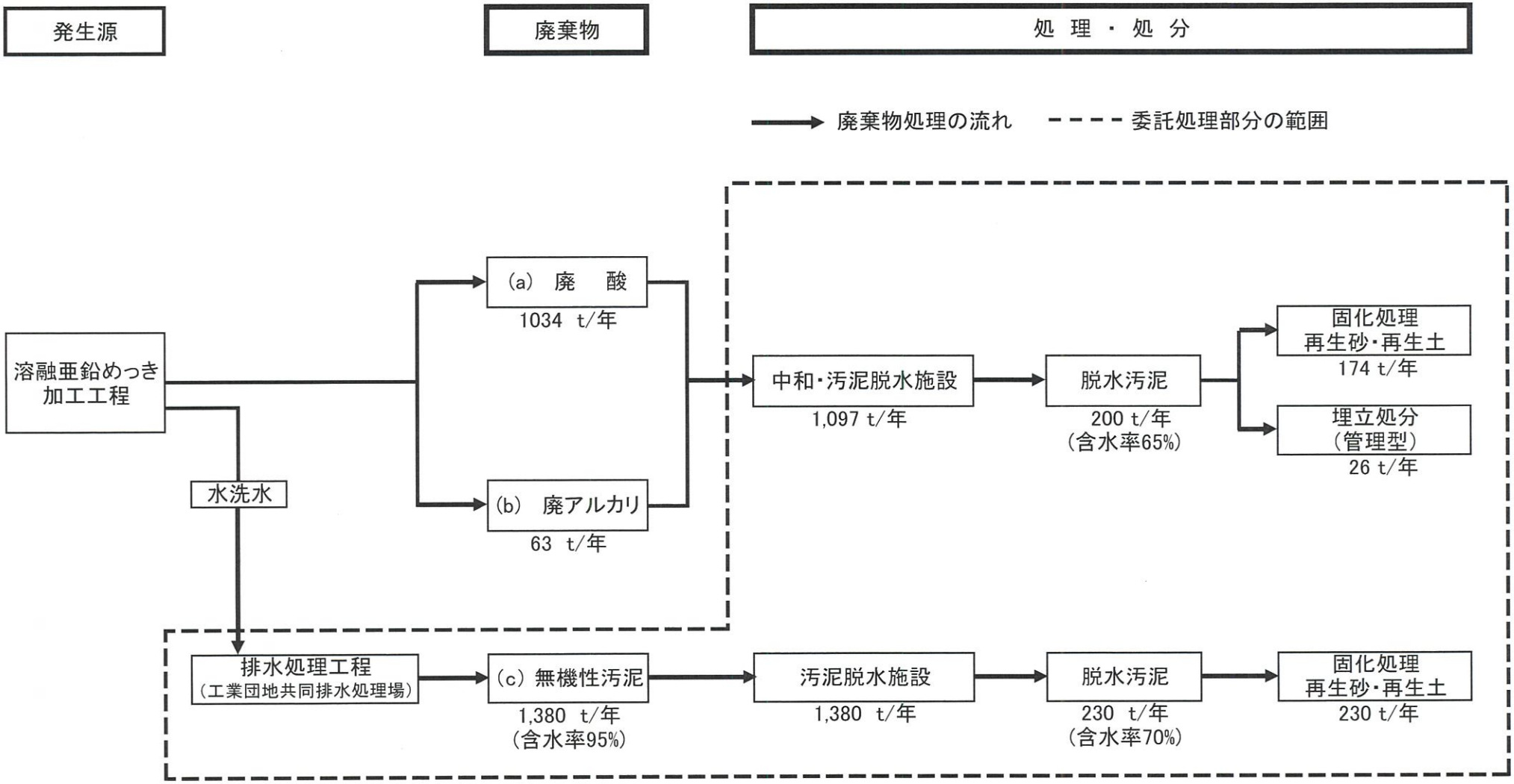

廃棄物処理フロー図

別紙２－１

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

（１）管理組織図

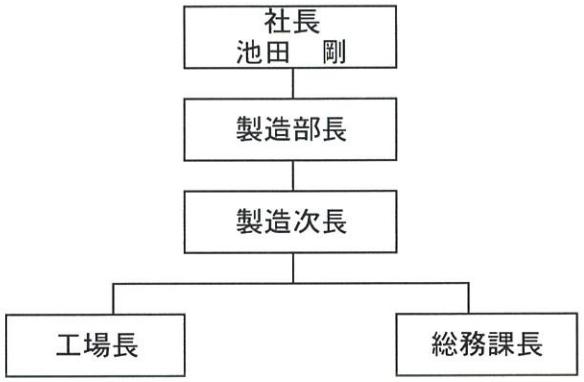

（経営者）
（統括者）
（責任者）
（係員）

（２）役割分担

①経営者

経営者は、産業廃棄物処理の方針を立て、産業廃棄物処理による重要事項を決定し、必要事項の報告を受け命令指示を行い産業廃棄物の管理を統括する責を負う。

②統括者

統括者は、経営者を補佐し、経営者よりの命令指示を受けて組織運営に関する事項を遂行する。また、組織全般を指揮監督し、次に掲げる業務を管理し実行する責を負う。

・産業廃棄物処理の総合管理に関する事
・減量化、資源化計画案の作成に関する事
・処理施設設置計画案の作成に関する事
・廃棄物処理計画の立案、推進の担当
・従業員教育計画の立案、実行に関する事
・処理委託先の選定に関する事
・その他廃棄物処理の管理に必要な業務

③責任者

責任者は、統括者を補佐し、産業廃棄物処理の適正実施、管理を行う。また、次に掲げる業務を管理実行する責を負う。

・処理委託先の選定及び委託の事務に関する事
・法手続（届出・処理実績の報告等）の責任者
・処理委託実績の管理記録、処理費用の支払い実績に関する事
・適正処理の確認に関する事
・従業員の管理に関する事
・その他廃棄物処理の管理及び処理実施に必要な業務

④係員

係員は、責任者を補佐し、産業廃棄物処理の監督を行い、次に掲げる業務を実行する責を負う。

・廃棄物の分別に関する事
・産業廃棄物管理表（マニフェスト）を運用し、処理状況を把握する。
・産業廃棄物の積み込み作業の監督
・許可証の確認等の委託業者の監督
・従業員監督に関する事
・その他廃棄物処理の実施に必要な業務

（3）教育・研修

発生する廃棄物の種類、発生状況、処理方法、処理に関する留意事項を整理し、従業員等に定期的に教育・研修等を行う。
標語、ポスター等の掲示により意識の昂揚をはかる。さらに、社外の講習会等に参加する。

①管理研修

環境管理全般にわたり、主任級以上を対象として、工場等において発生する産業廃棄物・排ガス・排水の管理方法の変更。また、これに係る法制度の改正、関係官庁の指導方針の周知徹底を行う。

②実務研修

製造ラインにおける廃棄物担当者を対象として、廃棄物の取扱いの実務研修。

（4）情報公開

廃棄物処理に関する信頼性を確保するため、廃棄物の発生、分別、再生利用状況についてホームページ等で情報の公開に努める。